

該当のものを

○で囲む

【記入例】

瀬戸市本人通知制度登録申請書 (新規更新)

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

瀬戸市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

登録申請者	フリガナ	セト タロウ	生年	〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名	瀬戸 太郎	月日	
	住所	瀬戸市〇〇町〇〇番地		
	電話番号	(0561) XX - 1234		

代理申請の場合、この欄の記入と委任状等の疎明資料の提示が必要となります。

窓口に来られた方	<input type="checkbox"/> 登録申請者と同じ			
	フリガナ		生年	年 月 日
	氏名		月日	
	住所			
	電話番号	() -		
	区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人 (親権者・成年後見人) <input type="checkbox"/> 任意代理人		

通知対象とする証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し (<input checked="" type="checkbox"/> 現在 <input type="checkbox"/> 除票) <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍 (<input checked="" type="checkbox"/> 現在 <input type="checkbox"/> 除籍 (改製原含む。)) <input type="checkbox"/> 戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 (<input type="checkbox"/> 現在 <input type="checkbox"/> 除籍 (改製原含む。))			
通知対象住所	<input checked="" type="checkbox"/> 上記登録申請者の住所 (瀬戸市内に限る。) <input type="checkbox"/> その他 瀬戸市			
通知対象戸籍	本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 上記登録申請者の住所と同じ <input type="checkbox"/> その他 愛知県瀬戸市	筆頭者	瀬戸 太郎

通知の対象とする証明書を選択し、その住所及び本籍地を記入してください。

- (注) 1 太枠内に必要事項を記入し、
- 2 申請の際に、次に掲げる書類を提出してください。
- ① 窓口に来られた方の本人確認書類 (住民票の写し等)
 - ② 法定代理人による申請の場合、委任状等
 - ③ 任意代理人による申請の場合、委任状等

※職員記入欄

受付	審査	住基処理	戸籍処理	名簿入力	本人確認
					<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()

注意事項をよく読み、氏名欄に
登録申請者が署名してください

注 意 事 項

1 登録期間について

- (1) この申請の登録期間は、市から送付される本人通知制度登録可否決定通知書の通知日から3年です。
- (2) 登録期間満了日後も引き続き登録を希望する場合は、更新の申請を行ってください。
なお、市から登録期間が満了する旨の連絡は行いませんのでご了承ください。
- (3) 更新は、登録期間満了日の1か月前から申請することができます。

2 登録内容の確認

登録内容に疑義が生じた場合等は、確認のために他の市区町村の住民基本台帳を調査することがあります。

3 登録内容の変更・廃止

- (1) 氏名、住所その他の当申請書に基づく登録内容に変更が生じた場合は、その都度登録内容の変更の届出を行ってください。届出なく住所等が変更になり、交付通知書が届かなくなった場合、登録は廃止となります。
- (2) 廃止の届出を行った場合又は住民登録が無くなった場合（職権消除、死亡、失踪宣告等）は、登録期間満了日以前であっても登録は廃止となります。

4 交付通知書について

- (1) 登録申請の際、通知対象とした証明を第三者等からの請求に基づき市が交付した場合に、交付通知書を登録者本人宛に当該登録内容に従って送付します。
- (2) 第三者等が国・地方公共団体の機関に当たる場合は、通知の対象から除かれます。
- (3) 請求者（第三者等）に関する個人情報を確認することはできません。
※お知らせした内容については、瀬戸市個人情報保護条例に基づき、交付請求書等の開示を請求することができます。ただし、この条例の規定により、交付請求等をした第三者の氏名などの個人情報は開示されません。また、開示までには日数を要します。
- (4) 国外に転出されたときは、交付通知書を送ることはできません。登録廃止の届出を行ってください。再入国されたときは、再度申請を行ってください。

登録申請者本人が署名してください。

法定代理人の場合は、登録申請者氏名及び法定代理人氏名をご記入ください。

の内容に同意した上で申請します。また、本制度は住
よる個人の権利侵害抑止の一助を目的とするものであ
度を利用しないことを約します。

●年 ●月 ●日

氏 名 瀬戸 太郎
(法定代理人 瀬戸 花子)